

## 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

### 1 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。

重加算税の税額の計算の基礎となるべき税額について、隠ぺい又は仮装がないことが明らかな部分を当該税額から控除する場合の計算方法等を定めることとする。（関税法施行令第9条の3及び第9条の4関係）

外国貿易船等の入出港について簡易な手続を認める場合として、傷病者を緊急に下船させた後直ちに出国する場合及び救じゅつのために寄贈される給与品等の積卸しを行った後直ちに出国する場合を定めることとする。（関税法施行令第16条の2関係）

船用品積込みの一括承認の申請手続等を定めるとともに、当該承認を受けることができる貨物を定めることとする。（関税法施行令第21条の2～第21条の6関係）

一般輸出貨物を業として輸出する者が保存すべき帳簿の記載事項、保存すべき書類の種類及びこれらの保存期間（5年間）等を規定することとする。（関税法施行令第83条関係）

構造改革特別区域における臨時開庁手数料の軽減措置の全国展開について、当該軽減措置が適用される区域に係る届出手続等を定めるとともに、当該区域内においては当該手数料を2分の1とすることとする。

（関税法施行令第87条の2及び税関関係手数料令第6条関係）

知的財産権侵害物品の認定手続における権利者による見本の検査の承認申請手続等及び育成者権侵害物品の認定手続における税関長による農林水産大臣への意見照会の手続を定めることとする。（関税定率法施行令第61条の9の2～第61条の9の4及び第61条の11の2関係）

加工再輸入減税制度に追加する革製の自動車用腰掛けの部分品について、対象となる輸出原材料として革、縫糸等を指定するとともに、その加工等の制限を規定することとする。（関税暫定措置法施行令第44条関係）

### 2 外国貿易船の入港の際に提出する旅客氏名表及び乗組員氏名表の記載事項から性別を削除することとする。（関税法施行令第12条関係）

- 3 税関事務管理人を定める必要のない手続に、沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除の手続を加えることとする。（関税法施行令第85条関係）
- 4 福井港を開港に指定するとともに、山口港について開港の指定から取り消すこととする。（関税法施行令別表第1関係）
- 5 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度について、還付率の改定を行うこととする。（関税暫定措置法施行令第19条関係）
- 6 特恵関税制度について、特定の国を原産地とする特定の物品の特恵関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第49条関係）
- 7 カンボジアの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税適用国の指定に係る規定を整備することとする。（関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係）
- 8 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成17年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。（関税割当制度に関する政令別表関係）
- 9 和歌山県海南市及び海草郡下津町を廃し、その区域をもって海南市を設置する市町の廃置分合に伴い、通関士の設置を要する地域を指定している別表について、所要の整備を行うこととする。（通関業法施行令別表関係）
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 11 この政令は、平成17年4月1日から施行することとする。ただし、1及び2については、平成17年10月1日から、2については、平成17年11月1日から施行することとする。